

産政第 10001 号
令和 6 年 3 月 6 日

一般社団法人石川県繊維協会
会長 遠藤 幸四郎 様

石川県商工労働部長
(公 印 省 略)

2024年3月の「価格交渉促進月間」の実施について（周知依頼）

日頃より、本県の商工労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

政府では、原材料価格やエネルギー価格、労務費等の上昇分が、取引価格に適切に反映されることを促すため、毎年3月、9月を「価格交渉促進月間」と定め、価格交渉及び価格転嫁が定期的に行われる取引慣行の定着を図ることとしています。

また、昨年7月には中小企業庁により、本県を含む全国のよろず支援拠点内に「価格転嫁サポート窓口」が新設されており、中小企業等が価格転嫁するための支援体制を強化しております。

県では、昨年2月に国、県、経済団体、支援機関などによる「円滑な価格転嫁の推進に向けた関係者会議」を開催し、国の制度である「パートナーシップ構築宣言」への登録を促進しているほか、今年度からは、県の補助事業において、宣言企業に対する加点措置を講じるなど、インセンティブを強化することにより、価格交渉や価格転嫁を適切に行うよう、県内企業に向けて、働きかけを行っております。

貴団体におかれては、現下の状況を踏まえ、貴団体所属の事業者に対しまして、下請取引の適正化について、改めて周知をいただきますようご配慮をお願いいたします。

(事務担当)
石川県商工労働部
産業政策課 電話：076-225-1507
経営支援課 電話：076-225-1525